

第9回四日市市・楠町合併協議会

会 議 資 料

日時 平成16年3月30日(火)午後1時30分から
会場 本町プラザ 1階ホール

第9回四日市市・楠町合併協議会次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

報告第15号	四日市市・楠町合併協議会委員等の費用弁償に関する規程の一部改正について	1
報告第16号	使用料及び手数料等の取扱いについて	2
報告第17号	補助金・交付金等の取扱いについて	14

(2) 協議事項

協議第38号	新市建設計画について	19
協議第7号	合併の期日について	20
協議第50号	特別職の身分の取扱いについて	22
協議第51号	議員の定数及び任期の取扱いについて	26
協議第52号	地域審議会の取扱いについて	30
協議第43号	学校教育事業(継続協議)について	34
協議第23号	地方税の取扱い(修正協議)について	38

4 その他

・今後の日程について

・次回協議会について

日時 平成16年4月26日(月)13時30分から

会場 楠町民福社会館

5 閉 会

(1) 報 告 事 項

報告第15号

四日市市・楠町合併協議会委員等の費用弁償に関する規程の一部改正について

平成16年3月26日四日市市・楠町合併協議会委員等の費用弁償に関する規程の一部を改正する規程を定めたので、次のとおり報告する。

平成16年3月30日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

四日市市・楠町合併協議会委員等の費用弁償に関する規程の一部を
改正する規程

第2条第1項中 「8,100円」を「7,900円」に改める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

使用料及び手数料等の取扱いについて

協議第12号「使用料及び手数料等の取扱い」における調整の内容に基づいた
主な使用料及び手数料等の調整結果について、別紙のとおり報告する。

平成16年3月30日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

<参考>

調整の内容	<p>使用料、手数料等については、受益者負担のあり方、負担の公平性、あるいは財政状況を勘案しながら、次のとおり調整を図るものとする。</p> <p>1 使用料等（保育料を含む）については、原則として四日市市の制度に統一する。ただし、四日市市と楠町で差異が大きいものについては、段階的に調整する。</p> <p>なお、施設の使用料については、施設ごとの算定基準に基づきそれぞれ定める。</p> <p>2 手数料については、四日市市と楠町のいずれかに統一する。</p>
-------	--

〔報告第16号〕

主な使用料及び手数料等

現 況		調 整 結 果																																																																																																																																																																	
四 日 市 市	楠 町																																																																																																																																																																		
<p><主なコミュニティ・文化施設></p> <p>市民交流会館〔本町プラザ〕（消費税相当額を含まず） 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の名称</th> <th colspan="4">使用時間</th> </tr> <tr> <th>午前 AM 9:00 }</th> <th>午後 PM 1:00 }</th> <th>夜間 PM 5:00 }</th> <th>全日 AM 9:00 }</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>3,700</td> <td>5,200</td> <td>6,700</td> <td>14,800</td> </tr> <tr> <td>第1会議室</td> <td>2,500</td> <td>3,500</td> <td>4,500</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>900</td> <td>1,300</td> <td>1,600</td> <td>3,700</td> </tr> <tr> <td>第3会議室</td> <td>1,700</td> <td>2,400</td> <td>3,100</td> <td>6,800</td> </tr> <tr> <td>第4会議室</td> <td>1,700</td> <td>2,400</td> <td>3,100</td> <td>6,800</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>1,900</td> <td>2,700</td> <td>3,400</td> <td>7,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>文化会館（消費税相当額を含まず） 入場料を徴収しない場合 ホール基本使用料</p> <p>【第1ホール】 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日</td> <td>20,000</td> <td>30,000</td> <td>45,000</td> <td>95,000</td> </tr> <tr> <td>土・日・休日</td> <td>25,000</td> <td>38,000</td> <td>57,000</td> <td>120,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【第2ホール】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日</td> <td>7,000</td> <td>10,000</td> <td>15,000</td> <td>32,000</td> </tr> <tr> <td>土・日・休日</td> <td>9,000</td> <td>12,000</td> <td>19,000</td> <td>40,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【第3ホール】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>4,500</td> <td>6,500</td> <td>10,000</td> <td>21,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【第4ホール】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>1,700</td> <td>2,500</td> <td>3,800</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>1,000</td> <td>1,600</td> <td>2,400</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1,000</td> <td>1,600</td> <td>2,400</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table>		施設の名称	使用時間				午前 AM 9:00 }	午後 PM 1:00 }	夜間 PM 5:00 }	全日 AM 9:00 }	ホール	3,700	5,200	6,700	14,800	第1会議室	2,500	3,500	4,500	10,000	第2会議室	900	1,300	1,600	3,700	第3会議室	1,700	2,400	3,100	6,800	第4会議室	1,700	2,400	3,100	6,800	和室	1,900	2,700	3,400	7,600		午前	午後	夜間	全日	平日	20,000	30,000	45,000	95,000	土・日・休日	25,000	38,000	57,000	120,000		午前	午後	夜間	全日	平日	7,000	10,000	15,000	32,000	土・日・休日	9,000	12,000	19,000	40,000		午前	午後	夜間	全日		4,500	6,500	10,000	21,000		午前	午後	夜間	全日	A	1,700	2,500	3,800	8,000	B	1,000	1,600	2,400	5,000	C	1,000	1,600	2,400	5,000	<p>町民福祉会館(消費税相当額を含む) 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の名称</th> <th colspan="2">AM 8:30 }</th> <th colspan="2">PM 1:00 }</th> <th colspan="2">PM 5:30 }</th> </tr> <tr> <th>PM12:30</th> <th>PM 5:00</th> <th>PM 5:00</th> <th>PM 9:30</th> <th>PM 9:30</th> <th>PM 9:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>ホール (ステージ共)</td> <td>他の1室又は1区画につき</td> <td>ホール (ステージ共)</td> <td>他の1室又は1区画につき</td> <td>ホール (ステージ共)</td> <td>他の1室又は1区画につき</td> </tr> <tr> <td>個人、私的団体(企業を含む)の催し行事等</td> <td>平日</td> <td>6,000</td> <td>1,200</td> <td>6,000</td> <td>1,200</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土曜、日曜、祝祭日</td> <td>8,400</td> <td>1,800</td> <td>8,400</td> <td>1,800</td> <td>8,400</td> </tr> <tr> <td>営利行為を行う催し行事等</td> <td>平日</td> <td>12,000</td> <td>2,400</td> <td>12,000</td> <td>2,400</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土曜、日曜、祝祭日</td> <td>16,800</td> <td>3,600</td> <td>16,800</td> <td>3,600</td> <td>16,800</td> </tr> <tr> <td>冷暖房を使用する場合</td> <td></td> <td>2,200</td> <td>600</td> <td>2,200</td> <td>600</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>拡声機器及び音響映像機器を使用する場合</td> <td></td> <td colspan="5">(1) 拡声機器のみを使用する場合 1回につき500円 (2) 拡声機器及び音響映像機器を使用する場合 1回につき1,500円及び操作技術者委託実費</td> </tr> </tbody> </table> <p>各施設については、それぞれの制度を適用する。</p>	施設の名称	AM 8:30 }		PM 1:00 }		PM 5:30 }		PM12:30	PM 5:00	PM 5:00	PM 9:30	PM 9:30	PM 9:30		ホール (ステージ共)	他の1室又は1区画につき	ホール (ステージ共)	他の1室又は1区画につき	ホール (ステージ共)	他の1室又は1区画につき	個人、私的団体(企業を含む)の催し行事等	平日	6,000	1,200	6,000	1,200	6,000		土曜、日曜、祝祭日	8,400	1,800	8,400	1,800	8,400	営利行為を行う催し行事等	平日	12,000	2,400	12,000	2,400	12,000		土曜、日曜、祝祭日	16,800	3,600	16,800	3,600	16,800	冷暖房を使用する場合		2,200	600	2,200	600	2,200	拡声機器及び音響映像機器を使用する場合		(1) 拡声機器のみを使用する場合 1回につき500円 (2) 拡声機器及び音響映像機器を使用する場合 1回につき1,500円及び操作技術者委託実費				
施設の名称	使用時間																																																																																																																																																																		
	午前 AM 9:00 }	午後 PM 1:00 }	夜間 PM 5:00 }	全日 AM 9:00 }																																																																																																																																																															
ホール	3,700	5,200	6,700	14,800																																																																																																																																																															
第1会議室	2,500	3,500	4,500	10,000																																																																																																																																																															
第2会議室	900	1,300	1,600	3,700																																																																																																																																																															
第3会議室	1,700	2,400	3,100	6,800																																																																																																																																																															
第4会議室	1,700	2,400	3,100	6,800																																																																																																																																																															
和室	1,900	2,700	3,400	7,600																																																																																																																																																															
	午前	午後	夜間	全日																																																																																																																																																															
平日	20,000	30,000	45,000	95,000																																																																																																																																																															
土・日・休日	25,000	38,000	57,000	120,000																																																																																																																																																															
	午前	午後	夜間	全日																																																																																																																																																															
平日	7,000	10,000	15,000	32,000																																																																																																																																																															
土・日・休日	9,000	12,000	19,000	40,000																																																																																																																																																															
	午前	午後	夜間	全日																																																																																																																																																															
	4,500	6,500	10,000	21,000																																																																																																																																																															
	午前	午後	夜間	全日																																																																																																																																																															
A	1,700	2,500	3,800	8,000																																																																																																																																																															
B	1,000	1,600	2,400	5,000																																																																																																																																																															
C	1,000	1,600	2,400	5,000																																																																																																																																																															
施設の名称	AM 8:30 }		PM 1:00 }		PM 5:30 }																																																																																																																																																														
	PM12:30	PM 5:00	PM 5:00	PM 9:30	PM 9:30	PM 9:30																																																																																																																																																													
	ホール (ステージ共)	他の1室又は1区画につき	ホール (ステージ共)	他の1室又は1区画につき	ホール (ステージ共)	他の1室又は1区画につき																																																																																																																																																													
個人、私的団体(企業を含む)の催し行事等	平日	6,000	1,200	6,000	1,200	6,000																																																																																																																																																													
	土曜、日曜、祝祭日	8,400	1,800	8,400	1,800	8,400																																																																																																																																																													
営利行為を行う催し行事等	平日	12,000	2,400	12,000	2,400	12,000																																																																																																																																																													
	土曜、日曜、祝祭日	16,800	3,600	16,800	3,600	16,800																																																																																																																																																													
冷暖房を使用する場合		2,200	600	2,200	600	2,200																																																																																																																																																													
拡声機器及び音響映像機器を使用する場合		(1) 拡声機器のみを使用する場合 1回につき500円 (2) 拡声機器及び音響映像機器を使用する場合 1回につき1,500円及び操作技術者委託実費																																																																																																																																																																	

[報告第 1 6 号]

現 況		調 整 結 果		
四 日 市 市		楠 町		
茶室〔洒水庵〕（消費税相当額を含まず）				
単位：円				
施設の名称	基本使用料			
	午前 AM 9:00 }	午後 PM 1:00 }	夜間 PM 5:30 }	全日 AM 9:00 }
	PM12:00	PM 4:30	PM 8:30	PM 8:30
全館 （立礼席を除く）	4,000	6,000	6,000	14,000
小間	2,000	3,000	3,000	7,000
広間及び次の間	3,000	4,000	4,000	9,000

[報告第 1 6 号]

現 況					調 整 結 果
四 日 市 市			楠 町		
<火葬場・葬祭場等>					
火葬場 単位：円					
種別	区分	市内	三重郡	その他市外	
火葬場	遺体	12歳以上	5,000	30,000	50,000
		12歳未満	3,000	18,000	30,000
		死産児	2,000	12,000	20,000
	人体の一部		1,000	6,000	10,000
	胞衣・産汚物		500	3,000	5,000
待合室等（消費税相当額を含まず） 単位：円					
種別	区分	市内	三重郡	その他市外	
待合室	洋室	3,000	4,000	6,000	
	和室				
	洋室兼会議室	4,000	5,000	8,000	
	霊安室	1,000	2,000	2,000	
葬祭場等（消費税相当額を含まず） 単位：円					
種別	区分	市内	三重郡	その他市外	
式場 1	通夜から告別式	70,000	140,000	210,000	
	告別式のみ	28,000	56,000	84,000	
	通夜のみ	49,000	98,000	147,000	
式場 2	通夜から告別式	40,000	80,000	120,000	
	告別式のみ	16,000	32,000	48,000	
	通夜のみ	28,000	56,000	84,000	
式場 3	通夜から告別式	20,000	40,000	60,000	
	告別式のみ	8,000	16,000	24,000	
	通夜のみ	14,000	28,000	42,000	
祭壇	式場 2	20,000	40,000	60,000	
	式場 3	10,000	20,000	30,000	
追加料金 (1 時間)	式場 1	7,000	14,000	21,000	
	式場 2	4,000	8,000	12,000	
	式場 3	2,000	4,000	6,000	

[報告第 1 6 号]

現 況		調 整 結 果			
四 日 市 市		楠 町			
< 三重北勢健康増進センター >					
健康度測定等 (消費税相当額を含まず) 単位: 円					
	種別	利用単位	金額		
健康度測定	(1) 問診・身体計測・血圧等測定・肺機能検査・安静心電図検査・胸部レントゲン検査・診察	1人1回	2,300		
	(2) 運動負荷試験・全身持久力測定	1人1回	700		
	(3) 体力測定	1人1回	1,000		
総合体力測定		1人1回	1,000		
運動実践指導	(1) 1回利用券	1人1回	1,000		
	(2) 回数利用券 (6枚つづり)	1人1回	5,000		
	(3) 定期利用券	1人1箇月	5,000		
運動施設等					
専用使用料 (消費税相当額を含まず) 単位: 円					
種別	時間区分及び金額				
	午前 AM 9:30 }	午後 PM 1:00 }	夜間 PM 5:30 }	全日 AM 9:30 }	
	PM12:00	PM 4:30	PM 9:00	PM 9:00	
第2プール	1時間につき 6,000				
軽運動室	(1) 商業宣伝、物品販売その他これに類する目的の利用	7,000	9,100	12,600	27,300
	(2) 上記以外	2,100	2,700	3,800	8,200
グラウンドゴルフ場	6,000	9,000	1時間につき 4,800		
個人使用料 [普通使用券] (消費税相当額を含まず) 単位: 円					
種別	使用単位	金額			
		一般	中学生以下		
(1) トレーニングジム、プール (第1プール、第2プール)、ランニングトラック内フィールド、軽運動室及びランニングトラック	1人 1回	500			
(2) プール (第1プール、第2プール)、ランニングトラック内フィールド、軽運動室及びランニングトラック	1人 1回	500	250		
(3) ランニングトラック内フィールド、軽運動室及びランニングトラック	1人 1回	250	125		
(4) グラウンドゴルフ場	1人 1回	250	125		
トレーニングジムの使用は、健康度測定又は総合体力測定を実施した者に限る。					

現 況		調 整 結 果																						
四 日 市 市		楠 町																						
< 主な体育施設 >																								
体育館 専用使用料（消費税相当額を含まず） 単位：円		体育館 町内料金〔町内の中学生以下・65歳以上は無料〕（消費税相当額を含む） 単位：円																						
中央緑地体育館	アマチュアスポーツ	入場料等を徴収しない場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">使用時間</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AM 9:00 } PM12:00</td> <td>PM 1:00 } PM 4:30</td> <td>PM 5:30 } PM 9:00</td> <td>AM 9:00 } PM 9:00</td> </tr> <tr> <td>5,400</td> <td>8,100</td> <td>10,800</td> <td>21,800</td> </tr> <tr> <td>入場料等を徴収する場合</td> <td>12,000</td> <td>18,000</td> <td>24,000</td> <td>48,600</td> </tr> </tbody> </table>	使用時間				午前	午後	夜間	全日	AM 9:00 } PM12:00	PM 1:00 } PM 4:30	PM 5:30 } PM 9:00	AM 9:00 } PM 9:00	5,400	8,100	10,800	21,800	入場料等を徴収する場合	12,000	18,000	24,000	48,600
		使用時間																						
	午前	午後	夜間	全日																				
	AM 9:00 } PM12:00	PM 1:00 } PM 4:30	PM 5:30 } PM 9:00	AM 9:00 } PM 9:00																				
5,400	8,100	10,800	21,800																					
入場料等を徴収する場合	12,000	18,000	24,000	48,600																				
アマチュアスポーツ以外	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">使用時間</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27,000</td> <td>40,500</td> <td>54,000</td> <td>109,300</td> </tr> <tr> <td colspan="4">午前9時から午後9時まで 500,000</td> </tr> </tbody> </table>	使用時間				午前	午後	夜間	全日	27,000	40,500	54,000	109,300	午前9時から午後9時まで 500,000										
使用時間																								
午前	午後	夜間	全日																					
27,000	40,500	54,000	109,300																					
午前9時から午後9時まで 500,000																								
中央緑地第2体育館	アマチュアスポーツ	入場料等を徴収しない場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">使用時間</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,100</td> <td>6,100</td> <td>8,100</td> <td>16,400</td> </tr> <tr> <td>9,000</td> <td>13,500</td> <td>18,000</td> <td>36,500</td> </tr> </tbody> </table>	使用時間				午前	午後	夜間	全日	4,100	6,100	8,100	16,400	9,000	13,500	18,000	36,500					
		使用時間																						
午前	午後	夜間	全日																					
4,100	6,100	8,100	16,400																					
9,000	13,500	18,000	36,500																					
アマチュアスポーツ以外	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">使用時間</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20,300</td> <td>30,400</td> <td>40,500</td> <td>82,000</td> </tr> <tr> <td colspan="4">午前9時から午後9時まで 375,000</td> </tr> </tbody> </table>	使用時間				午前	午後	夜間	全日	20,300	30,400	40,500	82,000	午前9時から午後9時まで 375,000										
使用時間																								
午前	午後	夜間	全日																					
20,300	30,400	40,500	82,000																					
午前9時から午後9時まで 375,000																								
霞ヶ浦体育館	アマチュアスポーツ	入場料等を徴収しない場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">使用時間</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,100</td> <td>3,100</td> <td>4,200</td> <td>8,400</td> </tr> </tbody> </table>	使用時間				午前	午後	夜間	全日	2,100	3,100	4,200	8,400									
使用時間																								
午前	午後	夜間	全日																					
2,100	3,100	4,200	8,400																					
個人使用料（消費税相当額を含まず） 単位：円		町外料金（消費税相当額を含む） 単位：円																						
中央緑地体育館	使用時間	一般	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">町内料金〔町内の中学生以下・65歳以上は無料〕（消費税相当額を含む） 単位：円</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8:30~12:00</td> <td>13:00~16:30</td> <td>17:00~21:00</td> </tr> <tr> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">半面使用については半額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">高校生については使用料の半額</td> </tr> </tbody> </table>	町内料金〔町内の中学生以下・65歳以上は無料〕（消費税相当額を含む） 単位：円			午前	午後	夜間	8:30~12:00	13:00~16:30	17:00~21:00	1,000	1,000	1,000	半面使用については半額			高校生については使用料の半額					
		町内料金〔町内の中学生以下・65歳以上は無料〕（消費税相当額を含む） 単位：円																						
午前	午後	夜間																						
8:30~12:00	13:00~16:30	17:00~21:00																						
1,000	1,000	1,000																						
半面使用については半額																								
高校生については使用料の半額																								
中学生以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">町外料金（消費税相当額を含む） 単位：円</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8:30~12:00</td> <td>13:00~16:30</td> <td>17:00~21:00</td> </tr> <tr> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">半面使用については半額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">高校生以下については使用料の半額</td> </tr> </tbody> </table>	町外料金（消費税相当額を含む） 単位：円			午前	午後	夜間	8:30~12:00	13:00~16:30	17:00~21:00	3,000	3,000	3,000	半面使用については半額			高校生以下については使用料の半額							
町外料金（消費税相当額を含む） 単位：円																								
午前	午後	夜間																						
8:30~12:00	13:00~16:30	17:00~21:00																						
3,000	3,000	3,000																						
半面使用については半額																								
高校生以下については使用料の半額																								
中央緑地第2体育館	使用時間	200	100																					
中央緑地第2体育館	使用時間	200	100																					

[報告第 1 6 号]

現 況		調 整 結 果																																																												
四 日 市 市		楠 町																																																												
<p>四日市ドーム施設 アリーナ専用使用料（消費税相当額を含まず） 単位：円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">種別</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">基本使用料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">午前</th> <th style="text-align: center;">午後</th> <th style="text-align: center;">夜間</th> <th style="text-align: center;">全日</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">AM 9:00 }</th> <th style="text-align: center;">PM 1:00 }</th> <th style="text-align: center;">PM 5:30 }</th> <th style="text-align: center;">AM 9:00 }</th> </tr> <tr> <td></td> <th style="text-align: center;">PM12:00</th> <th style="text-align: center;">PM 4:30</th> <th style="text-align: center;">PM 9:00</th> <th style="text-align: center;">PM 9:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">アマチュアスポーツ</td> <td>入場料等を徴収しない場合</td> <td style="text-align: center;">10,000</td> <td style="text-align: center;">15,000</td> <td style="text-align: center;">20,000</td> <td style="text-align: center;">40,000</td> </tr> <tr> <td>入場料等を徴収する場合</td> <td style="text-align: center;">40,000</td> <td style="text-align: center;">60,000</td> <td style="text-align: center;">80,000</td> <td style="text-align: center;">160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他催し物</td> <td>式典・講演会等</td> <td style="text-align: center;">50,000</td> <td style="text-align: center;">75,000</td> <td style="text-align: center;">100,000</td> <td style="text-align: center;">200,000</td> </tr> <tr> <td>展示会・見本市</td> <td style="text-align: center;">100,000</td> <td style="text-align: center;">150,000</td> <td style="text-align: center;">200,000</td> <td style="text-align: center;">400,000</td> </tr> <tr> <td>プロ興行</td> <td style="text-align: center;">200,000</td> <td style="text-align: center;">300,000</td> <td style="text-align: center;">400,000</td> <td style="text-align: center;">800,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 土・日曜日、休日のアリーナ使用料は、基本料金の2割増とする。 準備・撤去のみのアリーナ使用料は、規定の2割減とする。 アリーナは、半面使用を可能とし、使用料は規定の5割とする。</p> <p>アリーナ個人使用料（消費税相当額を含まず） 単位：円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">単位</th> <th style="width: 15%;">金額</th> <th style="width: 55%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生・中学生</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2時間以内</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				種別	基本使用料				午前	午後	夜間	全日	AM 9:00 }	PM 1:00 }	PM 5:30 }	AM 9:00 }		PM12:00	PM 4:30	PM 9:00	PM 9:00	アマチュアスポーツ	入場料等を徴収しない場合	10,000	15,000	20,000	40,000	入場料等を徴収する場合	40,000	60,000	80,000	160,000	その他催し物	式典・講演会等	50,000	75,000	100,000	200,000	展示会・見本市	100,000	150,000	200,000	400,000	プロ興行	200,000	300,000	400,000	800,000	区分	単位	金額	備考	小学生・中学生	2時間以内	200		一般	400				
種別	基本使用料																																																													
	午前	午後	夜間		全日																																																									
	AM 9:00 }	PM 1:00 }	PM 5:30 }	AM 9:00 }																																																										
	PM12:00	PM 4:30	PM 9:00	PM 9:00																																																										
アマチュアスポーツ	入場料等を徴収しない場合	10,000	15,000	20,000	40,000																																																									
	入場料等を徴収する場合	40,000	60,000	80,000	160,000																																																									
その他催し物	式典・講演会等	50,000	75,000	100,000	200,000																																																									
	展示会・見本市	100,000	150,000	200,000	400,000																																																									
	プロ興行	200,000	300,000	400,000	800,000																																																									
区分	単位	金額	備考																																																											
小学生・中学生	2時間以内	200																																																												
一般		400																																																												

[報告第 1 6 号]

現 況		調 整 結 果																																																																																												
四 日 市 市		楠 町																																																																																												
<p>武道場 専用使用料 (消費税相当額を含まず) 単位: 円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">使用</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">使用時間</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">三滝武 道館 (柔道場 剣道場)</td> <td rowspan="2">アマチュアス ポーツ</td> <td rowspan="2">入場料等を徴 収しない場合</td> <td>AM 9:00 }</td> <td>PM 1:00 }</td> <td>PM 5:00 }</td> <td>AM 9:00 }</td> </tr> <tr> <td>PM12:00</td> <td>PM 5:00</td> <td>PM 9:00</td> <td>PM 9:00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アマチュアス ポーツ以外</td> <td rowspan="2">入場料等を徴 収する場合</td> <td>1,800</td> <td>2,700</td> <td>1時間につ き 1,000</td> <td>7,600</td> </tr> <tr> <td>4,000</td> <td>6,000</td> <td>8,000</td> <td>16,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アマチュアス ポーツ以外</td> <td rowspan="2">入場料等を徴 収しない場合</td> <td>9,000</td> <td>13,500</td> <td>18,000</td> <td>36,400</td> </tr> <tr> <td colspan="3">入場料等を徴 収する場合</td> <td>AM9:00 ~ PM9:00</td> <td>100,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>個人使用料 (消費税相当額を含まず) 単位: 円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">使用時間</th> <th colspan="2">使用区分</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>中学生以 下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三滝武道館</td> <td>AM9:00 ~ PM9:00</td> <td>200</td> <td>100</td> <td>1人2時間以内</td> </tr> </tbody> </table>			使用	区分	使用時間				午前	午後	夜間	全日	三滝武 道館 (柔道場 剣道場)	アマチュアス ポーツ	入場料等を徴 収しない場合	AM 9:00 }	PM 1:00 }	PM 5:00 }	AM 9:00 }	PM12:00	PM 5:00	PM 9:00	PM 9:00	アマチュアス ポーツ以外	入場料等を徴 収する場合	1,800	2,700	1時間につ き 1,000	7,600	4,000	6,000	8,000	16,200	アマチュアス ポーツ以外	入場料等を徴 収しない場合	9,000	13,500	18,000	36,400	入場料等を徴 収する場合			AM9:00 ~ PM9:00	100,000		使用時間	使用区分		備考	一般	中学生以 下	三滝武道館	AM9:00 ~ PM9:00	200	100	1人2時間以内	<p>武道場 町内料金 [町内の中学生以下・65歳以上は無料] (消費税相当額を含む) 単位: 円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">楠中央緑地 武道場</td> <td>8:30 ~ 12:00</td> <td>13:00 ~ 16:30</td> <td>17:00 ~ 21:00</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>500</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td colspan="3">空調装置利用の時一律 1,000</td> </tr> <tr> <td colspan="4">高校生については使用料の半額</td> </tr> </tbody> </table> <p>町外料金 (消費税相当額を含む) 単位: 円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">楠中央緑地 武道場</td> <td>8:30 ~ 12:00</td> <td>13:00 ~ 16:30</td> <td>17:00 ~ 21:00</td> </tr> <tr> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td colspan="3">空調装置利用の時一律 1,000</td> </tr> <tr> <td colspan="4">高校生以下については使用料の半額</td> </tr> </tbody> </table>			午前	午後	夜間	楠中央緑地 武道場	8:30 ~ 12:00	13:00 ~ 16:30	17:00 ~ 21:00	500	500	500	空調装置利用の時一律 1,000			高校生については使用料の半額					午前	午後	夜間	楠中央緑地 武道場	8:30 ~ 12:00	13:00 ~ 16:30	17:00 ~ 21:00	1,500	1,500	1,500	空調装置利用の時一律 1,000			高校生以下については使用料の半額			
	使用				区分	使用時間																																																																																								
		午前	午後	夜間		全日																																																																																								
三滝武 道館 (柔道場 剣道場)	アマチュアス ポーツ	入場料等を徴 収しない場合	AM 9:00 }	PM 1:00 }	PM 5:00 }	AM 9:00 }																																																																																								
			PM12:00	PM 5:00	PM 9:00	PM 9:00																																																																																								
	アマチュアス ポーツ以外	入場料等を徴 収する場合	1,800	2,700	1時間につ き 1,000	7,600																																																																																								
			4,000	6,000	8,000	16,200																																																																																								
アマチュアス ポーツ以外	入場料等を徴 収しない場合	9,000	13,500	18,000	36,400																																																																																									
		入場料等を徴 収する場合			AM9:00 ~ PM9:00	100,000																																																																																								
	使用時間	使用区分		備考																																																																																										
		一般	中学生以 下																																																																																											
三滝武道館	AM9:00 ~ PM9:00	200	100	1人2時間以内																																																																																										
	午前	午後	夜間																																																																																											
	楠中央緑地 武道場	8:30 ~ 12:00	13:00 ~ 16:30	17:00 ~ 21:00																																																																																										
500		500	500																																																																																											
空調装置利用の時一律 1,000																																																																																														
高校生については使用料の半額																																																																																														
	午前	午後	夜間																																																																																											
	楠中央緑地 武道場	8:30 ~ 12:00	13:00 ~ 16:30	17:00 ~ 21:00																																																																																										
1,500		1,500	1,500																																																																																											
空調装置利用の時一律 1,000																																																																																														
高校生以下については使用料の半額																																																																																														

〔報告第16号〕

現 況		調 整 結 果																																																																			
四 日 市 市		楠 町																																																																			
<p>テニスコート 専用使用料（消費税相当額を含まず） 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">使用</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">使用時間</th> </tr> <tr> <th>AM 9:00 } PM12:00</th> <th>PM 1:00 } PM 5:00</th> <th>PM 5:00 } PM 9:00</th> <th>AM 9:00 } PM 5:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三滝テニスコート</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1面に つき 3,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>城北テニスコート</td> <td>アマ チュア スポーツ</td> <td>入場料等を徴 収しない場合</td> <td>1面に つき 1,400</td> <td>1面に つき 2,100</td> <td></td> <td>1面に つき 3,100</td> </tr> <tr> <td>松原テニスコート</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>個人使用料（消費税相当額を含まず） 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">使用時間</th> <th colspan="2">使用区分</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>中学生 以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三滝テニスコート</td> <td>AM6:00 ~ PM9:00 〔 12/1 ~ 2 / 末 AM7:00 ~ PM9:00 〕</td> <td rowspan="3">200</td> <td rowspan="3">100</td> <td rowspan="3">使用は1人2時間 以内とする。ただ し、三滝テニス コートの夜間照明 を使用する場合 は、1人1時間以 内としその開始時 間は別に定める。</td> </tr> <tr> <td>城北テニスコート</td> <td>AM7:00 ~ PM6:00 〔 12/1 ~ 2 / 末 AM7:30 ~ PM5:00 〕</td> </tr> <tr> <td>松原テニスコート</td> <td>AM9:00 ~ PM5:00</td> </tr> </tbody> </table>			使用	区分	使用時間				AM 9:00 } PM12:00	PM 1:00 } PM 5:00	PM 5:00 } PM 9:00	AM 9:00 } PM 5:00	三滝テニスコート					1面に つき 3,000		城北テニスコート	アマ チュア スポーツ	入場料等を徴 収しない場合	1面に つき 1,400	1面に つき 2,100		1面に つき 3,100	松原テニスコート								使用時間	使用区分		備考	一般	中学生 以下	三滝テニスコート	AM6:00 ~ PM9:00 〔 12/1 ~ 2 / 末 AM7:00 ~ PM9:00 〕	200	100	使用は1人2時間 以内とする。ただ し、三滝テニス コートの夜間照明 を使用する場合 は、1人1時間以 内としその開始時 間は別に定める。	城北テニスコート	AM7:00 ~ PM6:00 〔 12/1 ~ 2 / 末 AM7:30 ~ PM5:00 〕	松原テニスコート	AM9:00 ~ PM5:00	<p>テニスコート 町内料金〔町内の中学生以下・65歳以上は無料〕（消費税相当額を含む） 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>楠中央緑地テ ニスコート</th> <th>一般</th> <th>500円 / 1面 / 1時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>高校生</td> <td>200円 / 1面 / 1時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間照明一律</td> <td>500円 / 1面 / 1時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>町外料金（消費税相当額を含む） 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>楠中央緑地テ ニスコート</th> <th>一般</th> <th>1,500円 / 1面 / 1時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>高校生以下</td> <td>600円 / 1面 / 1時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間照明一律</td> <td>500円 / 1面 / 1時間</td> </tr> </tbody> </table>		楠中央緑地テ ニスコート	一般	500円 / 1面 / 1時間		高校生	200円 / 1面 / 1時間		夜間照明一律	500円 / 1面 / 1時間	楠中央緑地テ ニスコート	一般	1,500円 / 1面 / 1時間		高校生以下	600円 / 1面 / 1時間		夜間照明一律	500円 / 1面 / 1時間
	使用				区分	使用時間																																																															
		AM 9:00 } PM12:00	PM 1:00 } PM 5:00	PM 5:00 } PM 9:00		AM 9:00 } PM 5:00																																																															
三滝テニスコート					1面に つき 3,000																																																																
城北テニスコート	アマ チュア スポーツ	入場料等を徴 収しない場合	1面に つき 1,400	1面に つき 2,100		1面に つき 3,100																																																															
松原テニスコート																																																																					
	使用時間	使用区分		備考																																																																	
		一般	中学生 以下																																																																		
三滝テニスコート	AM6:00 ~ PM9:00 〔 12/1 ~ 2 / 末 AM7:00 ~ PM9:00 〕	200	100	使用は1人2時間 以内とする。ただ し、三滝テニス コートの夜間照明 を使用する場合 は、1人1時間以 内としその開始時 間は別に定める。																																																																	
城北テニスコート	AM7:00 ~ PM6:00 〔 12/1 ~ 2 / 末 AM7:30 ~ PM5:00 〕																																																																				
松原テニスコート	AM9:00 ~ PM5:00																																																																				
楠中央緑地テ ニスコート	一般	500円 / 1面 / 1時間																																																																			
	高校生	200円 / 1面 / 1時間																																																																			
	夜間照明一律	500円 / 1面 / 1時間																																																																			
楠中央緑地テ ニスコート	一般	1,500円 / 1面 / 1時間																																																																			
	高校生以下	600円 / 1面 / 1時間																																																																			
	夜間照明一律	500円 / 1面 / 1時間																																																																			

〔報告第16号〕

現		況		調 整 結 果																																																																				
四 日 市 市		楠 町																																																																						
<p>グラウンド 専用使用料（消費税相当額を含まず） 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th rowspan="3">使用</th> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="2">使用時間</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> </tr> <tr> <th>AM 9:00 } PM12:00</th> <th>PM 1:00 } PM 5:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鈴鹿川グラウンドゴルフ場</td> <td>アマチュアスポーツ</td> <td>入場料等を徴収しない場合</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> <td>4/1から10/31まで AM 6:00～AM 8:00 PM 5:00～PM 7:00 1時間につき300円</td> </tr> </tbody> </table>			使用	区分	使用時間		備考	午前	午後	AM 9:00 } PM12:00	PM 1:00 } PM 5:00	鈴鹿川グラウンドゴルフ場	アマチュアスポーツ	入場料等を徴収しない場合	1,000	1,500	4/1から10/31まで AM 6:00～AM 8:00 PM 5:00～PM 7:00 1時間につき300円	<p>グラウンド等 楠中央緑地多目的グラウンド 町内料金〔町内の中学生以下・65歳以上は無料〕（消費税相当額を含む） 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>早朝</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5:00～8:00</td> <td>8:30～12:00</td> <td>13:00～16:30</td> <td>17:00～21:00</td> </tr> <tr> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td colspan="4">高校生については使用料の半額</td> </tr> <tr> <td colspan="4">夜間照明一律（各1時間当たり） 野球3,000円 ソフト・陸上1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>町外料金（消費税相当額を含む） 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>早朝</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5:00～8:00</td> <td>8:30～12:00</td> <td>13:00～16:30</td> <td>17:00～21:00</td> </tr> <tr> <td>5,000</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td colspan="4">高校生以下については使用料の半額</td> </tr> <tr> <td colspan="4">夜間照明一律（各1時間当たり） 野球3,000円 ソフト・陸上1,500円</td> </tr> </tbody> </table>		早朝	午前	午後	夜間	5:00～8:00	8:30～12:00	13:00～16:30	17:00～21:00	1,000	1,000	1,000	1,000	高校生については使用料の半額				夜間照明一律（各1時間当たり） 野球3,000円 ソフト・陸上1,500円				早朝	午前	午後	夜間	5:00～8:00	8:30～12:00	13:00～16:30	17:00～21:00	5,000	5,000	5,000	5,000	高校生以下については使用料の半額				夜間照明一律（各1時間当たり） 野球3,000円 ソフト・陸上1,500円																
	使用				区分	使用時間		備考																																																																
						午前			午後																																																															
		AM 9:00 } PM12:00	PM 1:00 } PM 5:00																																																																					
鈴鹿川グラウンドゴルフ場	アマチュアスポーツ	入場料等を徴収しない場合	1,000	1,500	4/1から10/31まで AM 6:00～AM 8:00 PM 5:00～PM 7:00 1時間につき300円																																																																			
早朝	午前	午後	夜間																																																																					
5:00～8:00	8:30～12:00	13:00～16:30	17:00～21:00																																																																					
1,000	1,000	1,000	1,000																																																																					
高校生については使用料の半額																																																																								
夜間照明一律（各1時間当たり） 野球3,000円 ソフト・陸上1,500円																																																																								
早朝	午前	午後	夜間																																																																					
5:00～8:00	8:30～12:00	13:00～16:30	17:00～21:00																																																																					
5,000	5,000	5,000	5,000																																																																					
高校生以下については使用料の半額																																																																								
夜間照明一律（各1時間当たり） 野球3,000円 ソフト・陸上1,500円																																																																								
<p>野球場 専用使用料（消費税相当額を含まず） 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">使用</th> <th rowspan="2">区分</th> <th>AM 9:00 }</th> <th>PM 1:00 }</th> <th>PM 5:00 }</th> <th>AM 9:00 }</th> </tr> <tr> <th>AM12:00</th> <th>PM 5:00</th> <th>PM 9:00</th> <th>PM 9:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">霞ヶ浦第1野球場</td> <td rowspan="2">アマチュアスポーツ</td> <td>入場料等を徴収しない場合</td> <td colspan="4">午前9:00～午後5:00 2時間につき3,000円 (4/1～10/31までは午前6:00～午後9:00)</td> </tr> <tr> <td>入場料等を徴収する場合</td> <td>12,000</td> <td>18,000</td> <td>24,000</td> <td>48,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アマチュアスポーツ以外</td> <td>入場料等を徴収しない場合</td> <td>27,000</td> <td>40,500</td> <td>54,000</td> <td>109,300</td> </tr> <tr> <td>入場料等を徴収する場合</td> <td colspan="4">午前9:00～午後9:00まで 150,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">室内練習場(1面)</td> <td></td> <td colspan="4">午前9:00～午後5:00 1時間につき200円 (4/1～10/31までは午前6:00～午後9:00)</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦第2野球場</td> <td rowspan="5">アマチュアスポーツ</td> <td rowspan="5">入場料等を徴収しない場合</td> <td colspan="4">午前9:00～午後5:00</td> </tr> <tr> <td>中央緑地野球場</td> <td colspan="4">(4/1～10/31までは午前6:00～午後7:00、 また中央緑地野球場については午後9:00まで)</td> </tr> <tr> <td>松原野球場</td> <td colspan="4">2時間につき 1,800円</td> </tr> <tr> <td>北条野球場</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>鈴鹿川河原田野球場</td> <td colspan="4">午前9:00～午後5:00 (4/1～10/31までは午前6:00～午後7:00) 2時間につき 800円</td> </tr> </tbody> </table>			使用	区分	AM 9:00 }	PM 1:00 }	PM 5:00 }	AM 9:00 }	AM12:00	PM 5:00	PM 9:00	PM 9:00	霞ヶ浦第1野球場	アマチュアスポーツ	入場料等を徴収しない場合	午前9:00～午後5:00 2時間につき3,000円 (4/1～10/31までは午前6:00～午後9:00)				入場料等を徴収する場合	12,000	18,000	24,000	48,600	アマチュアスポーツ以外	入場料等を徴収しない場合	27,000	40,500	54,000	109,300	入場料等を徴収する場合	午前9:00～午後9:00まで 150,000円				室内練習場(1面)			午前9:00～午後5:00 1時間につき200円 (4/1～10/31までは午前6:00～午後9:00)				霞ヶ浦第2野球場	アマチュアスポーツ	入場料等を徴収しない場合	午前9:00～午後5:00				中央緑地野球場	(4/1～10/31までは午前6:00～午後7:00、 また中央緑地野球場については午後9:00まで)				松原野球場	2時間につき 1,800円				北条野球場					鈴鹿川河原田野球場	午前9:00～午後5:00 (4/1～10/31までは午前6:00～午後7:00) 2時間につき 800円						
	使用				区分	AM 9:00 }	PM 1:00 }	PM 5:00 }	AM 9:00 }																																																															
		AM12:00	PM 5:00	PM 9:00		PM 9:00																																																																		
霞ヶ浦第1野球場	アマチュアスポーツ	入場料等を徴収しない場合	午前9:00～午後5:00 2時間につき3,000円 (4/1～10/31までは午前6:00～午後9:00)																																																																					
		入場料等を徴収する場合	12,000	18,000	24,000	48,600																																																																		
	アマチュアスポーツ以外	入場料等を徴収しない場合	27,000	40,500	54,000	109,300																																																																		
		入場料等を徴収する場合	午前9:00～午後9:00まで 150,000円																																																																					
室内練習場(1面)			午前9:00～午後5:00 1時間につき200円 (4/1～10/31までは午前6:00～午後9:00)																																																																					
霞ヶ浦第2野球場	アマチュアスポーツ	入場料等を徴収しない場合	午前9:00～午後5:00																																																																					
中央緑地野球場			(4/1～10/31までは午前6:00～午後7:00、 また中央緑地野球場については午後9:00まで)																																																																					
松原野球場			2時間につき 1,800円																																																																					
北条野球場																																																																								
鈴鹿川河原田野球場			午前9:00～午後5:00 (4/1～10/31までは午前6:00～午後7:00) 2時間につき 800円																																																																					

[報告第 1 6 号]

現 況		調 整 結 果											
四 日 市 市		楠 町											
ソフトボール 専用使用料（消費税相当額を含まず）													
垂坂ソフトボール場 （一面につき）	アマ チュア スポー ツ	入場料等を徴 収しない場合	午前9：00～午後5：00 （4/1～10/31までは午前6：00～ 午後7：00） 2時間につき 800円										
鈴鹿川河原田ソフト ボール場													
サッカー・ラグビー場 専用使用料（消費税相当額を含まず） 単位：円													
			使用時間										
			<table border="1"> <tr> <td>午前</td> <td>午後</td> <td></td> <td rowspan="3">備考</td> </tr> <tr> <td>AM 9:00 }</td> <td>PM 1:00 }</td> <td>PM 6:00 }</td> </tr> <tr> <td>PM12:00</td> <td>PM 5:00</td> <td>PM 9:00</td> </tr> </table>	午前	午後		備考	AM 9:00 }	PM 1:00 }	PM 6:00 }	PM12:00	PM 5:00	PM 9:00
午前	午後		備考										
AM 9:00 }	PM 1:00 }	PM 6:00 }											
PM12:00	PM 5:00	PM 9:00											
霞ヶ浦 サッカー場	アマ チュア スポー ツ	入場料等を徴 収しない場合	1,500 2,200 1,500 4/1～10/31ま ではAM6：00 ～PM8：00 1時間につき 500円										
鈴鹿川 ラグビー・ サッカー場			1,000 1,500 4/1～10/31ま では AM6:00～AM8:00 PM5:00～PM7:00 1時間につき 300円										
垂坂 サッカー場			1面に つき 1,200 1面に つき 1,600 4/1～10/31ま では AM6:00～AM8:00 PM5:00～PM7:00 1時間につき 400円										

〔報告第16号〕

現 況			調 整 結 果
住民窓口			四日市市の制度を適用する。
手数料の区分	四日市市	楠 町	
住民票の写し	200円	300円	
住民票の写し(除票)	200円	300円	
住民票記載事項証明	200円	300円	
印鑑登録証明書	200円	300円	
印鑑登録証の交付	200円	300円	
公的年金の現況証明	無料	無料	
住居表示のあった証明	無料	-	
転出証明	無料	無料	
登録原票記載事項証明	200円	300円	
不在住証明	200円	300円	
戸籍の全部・個人事項証明書	450円	450円	
戸籍の謄本・抄本	450円	450円	
除籍・改製原戸籍の謄本抄本	750円	750円	
戸籍の附票の写し	200円	300円	
戸籍届出の受理証明	350円	350円	
身分証明	200円	300円	
不在籍証明	200円	300円	
住民基本台帳カードの交付	500円	500円	
税務			
手数料の区分	四日市市	楠 町	
租税公課に関する証明	1件につき200円	1件につき300円	
土地、家屋等不動産に関する証明	1件につき200円	1件につき300円	
その他市税に関する証明	1件につき200円	1件につき300円	
割増手数料(土地5筆までを1件)	6筆以上1筆加算ごとに50円加算		
割増手数料(家屋3棟までを1件)	4棟以上1棟加算ごとに50円加算		
租税特別措置法第41条各号、42条1項の規定に該当する住宅用家屋証明手数料	1件につき1,300円	1件につき1,300円	
関 覧	1件につき200円	1件につき300円	

補助金・交付金等の取扱いについて

協議第 13 号「補助金・交付金等の取扱い」における調整の内容に基づいた
主な補助金・交付金等の調整結果について、別紙のとおり報告する。

平成 16 年 3 月 30 日提出

四日市市・楠町合併協議会
会 長 井 上 哲 夫

< 参考 >

調整の内容	<p>各種団体等に交付している補助金・交付金等については、統一を図ることが望ましいものもあることから、過去の実績や実情に配慮した上で、次のとおり調整を図るものとする。</p> <p>(1) 両市町における同一又は同種の補助金等については、合併時に統合するよう調整する。</p> <p>(2) 両市町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整する。</p> <p>なお、四日市市と楠町で差異が大きいものについては、段階的に調整する。</p>
-------	---

〔報告第17号〕

主な補助金・交付金等

現 況		調 整 結 果									
四日市市	楠町										
【住民・福祉部門】											
	葬祭費補助	<p>四日市市の火葬場・斎場が市内料金で利用できるようになるため、楠町の補助金は合併時に廃止する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市内</th> <th>三重郡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火葬場の火葬炉</td> <td>5,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>葬祭場(式場1の場合)</td> <td>70,000円</td> <td>140,000円</td> </tr> </tbody> </table>		市内	三重郡	火葬場の火葬炉	5,000円	30,000円	葬祭場(式場1の場合)	70,000円	140,000円
	市内	三重郡									
火葬場の火葬炉	5,000円	30,000円									
葬祭場(式場1の場合)	70,000円	140,000円									
老人憩いの広場整備費補助金		四日市市の制度を適用する。									
精神障害者短期入所事業費補助金	精神障害者短期入所事業	国の定める制度で行っており同一の事業のため、四日市市の制度へ統一する。									
福祉の店運営補助金		四日市市の制度を適用する。									
在宅重度身体障害者住宅改造費補助金	身体障害者住宅改造助成事業	<p>四日市市の制度を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>四日市市</th> <th>楠町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得制限</td> <td>所得税が198,000円以下の世帯</td> <td>所得税非課税世帯</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>知的障害者対象外</td> <td>知的障害者対象</td> </tr> </tbody> </table> <p>楠町の知的障害者に対する補助の実績はない。</p>		四日市市	楠町	所得制限	所得税が198,000円以下の世帯	所得税非課税世帯	対象者	知的障害者対象外	知的障害者対象
	四日市市	楠町									
所得制限	所得税が198,000円以下の世帯	所得税非課税世帯									
対象者	知的障害者対象外	知的障害者対象									
福祉環境整備事業費補助金		四日市市の制度を適用する。									
身体障害者福祉機器購入費補助金		四日市市の制度を適用する。									
家庭支援推進保育事業費補助金		四日市市の制度を適用する。									
子育て支援推進保育事業費補助金		四日市市の制度を適用する。									
民間保育所園児健康診断料等補助金		四日市市の制度を適用する。									
障害児機能強化事業費補助金		四日市市の制度を適用する。									
歯の衛生週間行事費補助金		四日市市の制度を適用する。									
国民健康保険日帰り人間ドック助成		四日市市の制度を適用する。									
国民健康保険脳ドック助成金		四日市市の制度を適用する。									

〔報告第17号〕

現 況		調 整 結 果												
四日市市	楠町													
防犯外灯新設維持費補助金	楠町防犯灯設置及び修繕費用並びに電気料補助金	<p>1市1町で差異があるため、合併後3年間に限りそれぞれの制度を適用し、その後四日市市の制度へ統一する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>四日市市</th> <th>楠町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外灯新設、修繕</td> <td>設置費用の1/2(上限14,000円)</td> <td>50%(1基につき上限10万円)</td> </tr> <tr> <td>自動点滅機修繕</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電灯料</td> <td>年間電灯料の75%</td> <td>平成14年度以前設置分: 全額町負担 平成15年度以降設置分:1/2補助</td> </tr> </tbody> </table>		四日市市	楠町	外灯新設、修繕	設置費用の1/2(上限14,000円)	50%(1基につき上限10万円)	自動点滅機修繕	1,000円		電灯料	年間電灯料の75%	平成14年度以前設置分: 全額町負担 平成15年度以降設置分:1/2補助
	四日市市	楠町												
外灯新設、修繕	設置費用の1/2(上限14,000円)	50%(1基につき上限10万円)												
自動点滅機修繕	1,000円													
電灯料	年間電灯料の75%	平成14年度以前設置分: 全額町負担 平成15年度以降設置分:1/2補助												
四日市市集会所建設費補助金	集会所等建築補助	<p>1市1町で差異があるため、合併後3年間に限りそれぞれの制度を適用し、その後四日市市の制度へ統一する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>四日市市</th> <th>楠町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>建設費等の1/3~1/2 上限630万円 (対象経費100万円以上)</td> <td>公民館活動用施設 建設費等の1/2 上限2,500万円 自治会活動用施設 下記の合計額 対象経費150万円以下:1/2 150万円~200万円分:1/3</td> </tr> </tbody> </table>		四日市市	楠町	対象	建設費等の1/3~1/2 上限630万円 (対象経費100万円以上)	公民館活動用施設 建設費等の1/2 上限2,500万円 自治会活動用施設 下記の合計額 対象経費150万円以下:1/2 150万円~200万円分:1/3						
	四日市市	楠町												
対象	建設費等の1/3~1/2 上限630万円 (対象経費100万円以上)	公民館活動用施設 建設費等の1/2 上限2,500万円 自治会活動用施設 下記の合計額 対象経費150万円以下:1/2 150万円~200万円分:1/3												
地域社会づくり総合事業費補助金		四日市市の制度を適用する。												
	楠町地域づくり補助金	四日市市において今後創設される制度(個性あるまちづくり支援事業費補助金)を適用する。												
【環境部門】														
太陽光発電設備設置補助金		四日市市の制度を適用する。												
資源集団回収活動奨励補助金	資源ごみ集団回収団体補助金	<p>四日市市の制度を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>四日市市</th> <th>楠町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>新聞、雑誌、ダンボール、チラシ等の再生資源となる古紙類</td> <td>新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙バック、布類</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td>1kgあたり5円</td> <td>1kg4円と逆有償分</td> </tr> </tbody> </table>		四日市市	楠町	対象	新聞、雑誌、ダンボール、チラシ等の再生資源となる古紙類	新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙バック、布類	補助金額	1kgあたり5円	1kg4円と逆有償分			
	四日市市	楠町												
対象	新聞、雑誌、ダンボール、チラシ等の再生資源となる古紙類	新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙バック、布類												
補助金額	1kgあたり5円	1kg4円と逆有償分												

〔報告第17号〕

現 況		調 整 結 果																				
四日市市	楠町																					
生ごみ処理機等購入費補助金	生ごみ処理機等購入費補助金	<p>四日市市の制度を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>四日市市</th> <th>楠町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>1世帯につき1基(買い替え等のときは再度対象とする)</td> <td>1世帯につき同種容器2基まで</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td>購入費の1/2(限度額2万円)</td> <td>購入費の1/2(限度額2万円)</td> </tr> </tbody> </table>		四日市市	楠町	対象	1世帯につき1基(買い替え等のときは再度対象とする)	1世帯につき同種容器2基まで	補助金額	購入費の1/2(限度額2万円)	購入費の1/2(限度額2万円)											
	四日市市	楠町																				
対象	1世帯につき1基(買い替え等のときは再度対象とする)	1世帯につき同種容器2基まで																				
補助金額	購入費の1/2(限度額2万円)	購入費の1/2(限度額2万円)																				
火葬場使用料補助金		<p>四日市市の制度を適用する。</p> <p>概要 四日市市斎場の休業日に市外斎場施設を利用した場合、市外斎場の火葬場と四日市市斎場の火葬場の使用料の差額を補助する。</p>																				
四日市市犬猫の避妊等の手術費補助金	楠町犬猫の避妊等の手術費助成金	<p>1市1町で差異があるため、合併時に新たなものに再編する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>四日市市</th> <th>楠町</th> <th>調整額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犬の避妊手術</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>犬の去勢手術</td> <td>2,500円</td> <td>2,500円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>猫の避妊手術</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>猫の去勢手術</td> <td>1,500円</td> <td>2,500円</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>		四日市市	楠町	調整額	犬の避妊手術	3,000円	3,000円	3,000円	犬の去勢手術	2,500円	2,500円	2,500円	猫の避妊手術	2,000円	3,000円	2,500円	猫の去勢手術	1,500円	2,500円	2,000円
	四日市市	楠町	調整額																			
犬の避妊手術	3,000円	3,000円	3,000円																			
犬の去勢手術	2,500円	2,500円	2,500円																			
猫の避妊手術	2,000円	3,000円	2,500円																			
猫の去勢手術	1,500円	2,500円	2,000円																			
【商工農水部門】																						
まちなか店舗等外装整備費補助金		四日市市の制度を適用する。																				
商店街活性化イベント事業補助金		四日市市の制度を適用する。																				
新規産業創出事業補助金		四日市市の制度を適用する。																				
高度コンピュータ技術者育成研修費補助金		四日市市の制度を適用する。																				
四日市市雇用促進交付金		四日市市の制度を適用する。																				
障害者雇用奨励補助金		四日市市の制度を適用する。																				
四日市市市民菜園設置事業助成金		四日市市の制度を適用する。																				
農業まつり開催費補助金		四日市市の制度を適用する。																				

〔報告第17号〕

現 況		調 整 結 果									
四日市市	楠町										
【教育部門】											
四日市市奨学会奨学資金事業補助金	楠町奨学資金貸付事業	<p>四日市市の制度を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>四日市市</th> <th>楠町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校、高等専門学校、専修高等課程他</td> <td>年額 132,000円 一時金 30,000円</td> <td>年額 132,000円</td> </tr> <tr> <td>大学、短期大学、専修学校専門課程等</td> <td>年額 276,000円 一時金 35,000円</td> <td>年額 276,000円</td> </tr> </tbody> </table>		四日市市	楠町	高等学校、高等専門学校、専修高等課程他	年額 132,000円 一時金 30,000円	年額 132,000円	大学、短期大学、専修学校専門課程等	年額 276,000円 一時金 35,000円	年額 276,000円
	四日市市	楠町									
高等学校、高等専門学校、専修高等課程他	年額 132,000円 一時金 30,000円	年額 132,000円									
大学、短期大学、専修学校専門課程等	年額 276,000円 一時金 35,000円	年額 276,000円									
私立幼稚園就園奨励費補助金		四日市市の制度を適用する。									
私立幼稚園保育料補助金		四日市市の制度を適用する。									
子ども広場整備事業費補助金		四日市市の制度を適用する。									
四日市市運動広場整備事業補助金		四日市市の制度を適用する。									
市民学習派遣補助金(学習機会充実)		四日市市の制度を適用する。									
【その他】											
市税前納報奨金	町税前納報奨金	<p>1市1町で差異があるため、合併後3年間段階的に調整を行い、その後四日市市の制度へ統一する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>四日市市</th> <th>楠町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前納報奨金</td> <td>0.1%上限5万円</td> <td>0.5%上限20万円</td> </tr> </tbody> </table>		四日市市	楠町	前納報奨金	0.1%上限5万円	0.5%上限20万円			
	四日市市	楠町									
前納報奨金	0.1%上限5万円	0.5%上限20万円									
花と緑いっぱい事業補助金		四日市市の制度を適用する。									
四日市市私道整備補助金		四日市市の制度を適用する。									
道路後退用地整備事業助成		四日市市の制度を適用する。									

(2) 協 議 事 項

協議第38号

新市建設計画について

新市建設計画について次のとおり承認を求める。

平成16年3月30日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

19

協定項目	新市建設計画
調整の内容	新市建設計画については、別紙「四日市市・楠町新市建設計画」のとおりとする。

協議第7号

合併の期日について

合併の期日について次のとおり承認を求める。

平成16年3月30日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

20

協定項目	合併の期日
調整の内容	合併の期日は、平成17年2月7日とする。

〔協議第7号参考資料〕

協 定 項 目	合併の期日	関 係 項 目	
<p>合併の期日については、合併協議会第1回会議（平成15年10月8日開催）において「合併の期日は、平成17年3月31日までとし、具体的な期日は、協議の進ちょく状況を踏まえ、改めて協議する。」と承認されているところである。これを受けて、次の理由により合併の期日を平成17年2月7日とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併協定書の調印から市・町の議会議決、県知事への合併申請、知事から総務大臣への申請、総務大臣からの回答、県議会における議決、県知事の合併の決定、市・町議会合併協議会廃止議決、総務大臣の告示など、合併手続きに要する期間として、6ヶ月程度必要 ・ 合併にあたっての住民説明の期間(約2ヶ月)及び新市の業務についての住民への十分な周知期間(特に楠町地域)が必要 ・ 住民情報オンラインシステムの再構築など合併に必要な電算システム統合にかかる準備期間が必要(システム開発6ヶ月、データ移行準備2ヶ月、動作環境確認・研修1ヶ月など9ヶ月程度想定) ・ 新市建設計画を盛り込んだ平成17年度当初予算を審議する3月議会を新市の体制において開催するため ・ 合併直後の新市の住民サービスを円滑に行うため、窓口業務の対応準備期間及び職員の研修期間が必要 ・ 楠町の下水道事業について、公営企業法の一部適用に移行するための期間が必要 ・ 新市の電算システムの稼働準備がスムーズに行うため、合併期日の前日が閉庁日であることが必要 			

協議第50号

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて次のとおり承認を求める。

平成16年3月30日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

22

協定項目	特別職の身分の取扱い
調整の内容	楠町の常勤の特別職の身分の取扱いについては、法の定めるところによる。

[協議第50号参考資料]

協議項目	特別職の身分の取扱い		関係項目																																				
現況			備考																																				
四日市市		桶町																																					
<p>任期</p> <table border="1" data-bbox="192 564 815 900"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>数</th> <th>任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>1人</td> <td>H12,12,24 ~ H16,12,23</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">助役</td> <td rowspan="2">2人</td> <td>H13, 4, 1 ~ H17, 3,31</td> </tr> <tr> <td>H13, 7, 6 ~ H17, 7, 5</td> </tr> <tr> <td>収入役</td> <td>1人</td> <td>H13, 4, 1 ~ H17, 3,31</td> </tr> <tr> <td>常勤監査委員</td> <td>1人</td> <td>H13,12,25 ~ H17,12,24</td> </tr> <tr> <td>水道事業管理者</td> <td>1人</td> <td>H12, 4, 1 ~ H16, 3,31</td> </tr> </tbody> </table>	役職	数	任期	市長	1人	H12,12,24 ~ H16,12,23	助役	2人	H13, 4, 1 ~ H17, 3,31	H13, 7, 6 ~ H17, 7, 5	収入役	1人	H13, 4, 1 ~ H17, 3,31	常勤監査委員	1人	H13,12,25 ~ H17,12,24	水道事業管理者	1人	H12, 4, 1 ~ H16, 3,31	<p>任期</p> <table border="1" data-bbox="902 564 1525 847"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>数</th> <th>任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長</td> <td>1人</td> <td>H14, 2,12 ~ H18, 2,11</td> </tr> <tr> <td>助役</td> <td>1人</td> <td>H14, 5, 2 ~ H18, 5, 1</td> </tr> <tr> <td>収入役</td> <td colspan="2">助役兼掌</td> </tr> <tr> <td>常勤監査委員</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <td>水道事業管理者</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> </tbody> </table>	役職	数	任期	町長	1人	H14, 2,12 ~ H18, 2,11	助役	1人	H14, 5, 2 ~ H18, 5, 1	収入役	助役兼掌		常勤監査委員	なし		水道事業管理者	なし		
役職	数	任期																																					
市長	1人	H12,12,24 ~ H16,12,23																																					
助役	2人	H13, 4, 1 ~ H17, 3,31																																					
		H13, 7, 6 ~ H17, 7, 5																																					
収入役	1人	H13, 4, 1 ~ H17, 3,31																																					
常勤監査委員	1人	H13,12,25 ~ H17,12,24																																					
水道事業管理者	1人	H12, 4, 1 ~ H16, 3,31																																					
役職	数	任期																																					
町長	1人	H14, 2,12 ~ H18, 2,11																																					
助役	1人	H14, 5, 2 ~ H18, 5, 1																																					
収入役	助役兼掌																																						
常勤監査委員	なし																																						
水道事業管理者	なし																																						

関係法令

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

- 第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。
- 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。
- 3 特別職は、左に掲げる職とする。
- (1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
- (1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職
- (1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
- (2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
- (3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
- (4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
- (5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（知事及び市町村長）

- 第139条 省略
- 2 市町村に市町村長を置く。
- （任期）
- 第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。
- 2 省略
- （副知事・助役の設置及びその定数）
- 第161条 省略
- 2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。
- 3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。
- （副知事及び助役の選任）
- 第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。
- （副知事及び助役の任期）
- 第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。
- （出納長・副出納長・収入役及び副収入役）
- 第168条 省略
- 2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。
- 3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。
- 4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。
- 5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

- 6 省略
- 7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。
- 8・9 省略
- （監査委員の設置及び定数）
- 第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。
- 2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市にあつては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあつては2人とする。
- （選任及び兼職の禁止）
- 第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下本款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。
- 2・3 省略
- 4 識見を有する者の中から選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。
- 5 都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者の中から選任される監査委員のうち少なくとも1人以上は、常勤としなければならない。
- （任期）
- 第197条 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）

（この法律の適用を受ける企業の範囲）

- 第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。
- (1) 水道事業（簡易水道事業を除く。）
- (2) 工業用水道事業
- (3) 軌道事業
- (4) 自動車運送事業
- (5) 鉄道事業
- (6) 電気事業
- (7) ガス事業
- 2・3 省略
- （管理者の設置）
- 第7条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第2条第1項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず、又は2以上の事業を通じて管理者1人を置くことができる。なお、水道事業（簡易水道事業を除く。）及び工業用水

関 係 法 令	事 例
<p>道事業を併せて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち 2 以上の事業を併せて経営する場合においては、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて管理者 1 人を置くことを常例とするものとする。</p> <p>(管理者の選任及び身分取扱い)</p> <p>第 7 条の 2 管理者は、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が任命する。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 管理者の任期は、4 年とする。</p> <p>5 管理者は、再任されることができる。</p> <p>6 管理者は、常勤とする。</p> <p>7 ~ 1 1 省略</p>	<p>< 呉市 > 川尻町の特別職の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。</p> <p>< 宗像市 > 1 . 両市町の特別職の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。 2 . 各種審議会等の附属機関については、新市において当該附属機関のあり方を検討した上で設置する。</p> <p>< 福山市 > 新市町の常勤の特別職の職員については、福山市及び新市町の長が別に協議して定めるものとする。 新市町の行政委員会は廃止し、非常勤の特別職の職員については、引き継がないものとする。</p> <p>< 西東京市 > 特別職の職員については、その設置・人数・任期・報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。 (1) 市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。 (ア) 任期は、各法令の定めるところによる。 (イ) 報酬は、現行報酬額をもとに調整する。 (2) 議会議員の報酬は、現行報酬額をもとに調整する。 (3) 行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。 報酬は、現行報酬額をもとに調整する。 (4) 審議会・委員会等の附属機関は、次のとおり取扱うものとする。 (ア) 現に両市で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。 (イ) 一方の市にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。 (ウ) 人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。 (5) その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。</p> <p>< 前橋広域市町村合併協議会 > 大胡町、宮城村及び粕川村の特別職の職員 (三役及び教育長) の身分の取扱いについては、4 市町村の長が別に協議して定める。 ただし、4 市町村の合併に伴い、地方公務員法 (昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号) 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づく参与等の臨時又は非常勤の特別職の職は設置しない。</p> <p>< 岐阜広域合併協議会 > 羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町の常勤の特別職 (教育長を含む。) 及び執行機関の委員 (農業委員会委員を除く。) については、失職するものとする。</p>

議員の定数及び任期の取扱いについて

議員の定数及び任期の取扱いについて次のとおり承認を求める。

平成16年3月30日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

協 定 項 目	議員の定数及び任期の取扱い
調 整 の 内 容	<p>楠町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）（以下「合併特例法」という。）第7条第1項第2号の規定を適用し、四日市市の議会の議員の残任期間、引き続き四日市市の議会の議員として在任する。</p> <p>合併後最初に行われる四日市市の議会の議員の一般選挙における議員の定数は、合併特例法第7条第3項の規定を適用せず、36人とする。</p>

[協議第51号参考資料]

議会議務局部会

協 定 項 目	議員の定数及び任期の取扱い	関 係 項 目	議員定数、任期
現 況		備 考	
四 日 市 市		楠 町	
1 議員定数	地方自治法第91条、四日市市議会議員定数条例 条例定数 36人(法定数 38人) 現員数 36人	1 議員定数	地方自治法第91条、楠町議会の議員の定数を定める条例 条例定数 16人(法定数 22人) 現員数 16人
2 任期	地方自治法第93条 平成15年5月1日~平成19年4月30日	2 任期	地方自治法第93条 平成15年4月30日~平成19年4月29日

関係法令

〔協議第5 1号参考資料〕

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（議会の議員の定数に関する特例）

第6条 省略

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第9 1条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第2 5 4条に規定する人口によるものとする。第1 0条第2項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に乗じて得た数（〇・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、〇・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が〇・五人未満のときも一人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下「編入合併特例定数」という。）をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、第五項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第9 1条の規定による定数に復帰するものとする。

3 前項の場合においては、公職選挙法第1 5条第6項及び第8項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。

4 省略

5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第9 1条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

6～8 省略

（議会の議員の在任に関する特例）

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第9 1条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2 省略

3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 省略

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村議会の議員の定数）

第9 1条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- 一 人口二千未満の町村 十二人
- 二 人口二千以上五千未満の町村 十四人
- 三 人口五千以上一万未満の町村 十八人
- 四 人口一万以上二万未満の町村 二十二人
- 五 人口五万未満の市及び人口二万以上の町村 二十六人
- 六 人口五万以上十万未満の市 三十人
- 七 人口十万以上二十万未満の市 三十四人
- 八 人口二十万以上三十万未満の市 三十八人
- 九 人口三十万以上五十万未満の市 四十六人
- 十 人口五十万以上九十万未満の市 五十六人
- 十一 人口九十万以上の市 人口五十万を超える数が四十万を増すごとに八人を五十六人に加えた数（その数が九十六人を超える場合にあつては、九十六人）

3～1 0 省略

（議員の任期）

第9 3条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、四年とする。

2 省略

（人口の定義）

第2 5 4条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

〔協議第51号参考資料〕

関係法令	事例
<p>公職選挙法（昭和25年法律第100号） （地方公共団体の議会の議員の選挙区） 第15条1～5 省略 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもつて選挙区とする。 7 省略 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。 9 省略</p>	<p>< 呉市 > 議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項及び第3項の規定により、呉市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、川尻町の区域により選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は2人とする。</p> <p>< 宗像市 > 1 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第7条第1項の規定を適用し、合併後1年7ヶ月間、引き続き新市の議会議員として在任する。 2 在任特例適用後の議会議員の定数については、22人とする。ただし、在任特例適用後最初の選挙に限り、定数は24人とする。</p> <p>< 西東京市 > 2市の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。</p> <p>< 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 > 尾西市及び木曾川町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、一宮市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き新市の議会の議員として在任するものとする。</p> <p>< 前橋広域市町村合併協議会 > 1 大胡町、宮城村及び粕川村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、前橋市の議会の議員の残任期間に限り、前橋市の議会の議員として引き続き在任する。 2 前橋市の議会の議員の定数は、合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、46人とし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第6項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第9条の規定を適用し、合併前の前橋市の選挙区のほかに、合併前の大胡町、宮城村及び粕川村の区域ごとに選挙区を設け、当該選挙区における議会の議員の定数は、次のとおりとする。 （1）大胡選挙区 5人 （2）宮城選挙区 2人 （3）粕川選挙区 3人</p>

地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて次のとおり承認を求める。

平成16年3月30日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

協定項目	地域審議会の取扱い
調整の内容	<p>楠町の区域に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置するものとする。</p> <p>なお、設置については、別紙「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。</p>

別紙

地域審議会の設置に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の三重郡楠町の区域(以下「当該区域」という。)に地域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の設置期間は、新市建設計画の執行状況等を鑑み、前項の規定に基づく設置期間の範囲内で見直すことができる。

(所掌事務)

第3条 審議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 前項に定めるもののほか、審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 事業者を代表する者
- (3) 公募による者
- (4) 学識経験を有する者

3 前項第1号から第3号までに掲げる者については、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事業所等に勤務する者でなければならない。

4 第2項第3号に掲げる者から選任する委員は、2名以内とする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長を定める前の会議は、市長が召集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議長は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

5 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 審議会の委員の報酬及び費用弁償については、四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年四日市市条例第23号)の定めるところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、楠総合支所において処理する。

(補則)

第10条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

1 この協議は、合併の日から施行する。

2 この協議の施行後最初に委嘱する委員の任期については、第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

関 係 法 令	事 例																																													
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）</p> <p>（委員会、委員及び附属機関の設置） 第138条の4 1～2 省略 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）</p> <p>（市町村建設計画の作成及び変更） 第5条 1～8 省略 9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。 10 省略</p> <p>（地域審議会） 第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。 3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。 4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。</p>	<p>地域審議会を設置している（設置を決定している）事例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>合併市町村名</th> <th>合併関係市町村名</th> <th>合併期日</th> <th>合併方式</th> <th>設置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新居浜市</td> <td>(新居浜市)、別子山町</td> <td>H15. 4. 1</td> <td>編入</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>田原市</td> <td>(田原町)、赤羽根町</td> <td>H15. 8.20</td> <td>編入</td> <td>概ね5年</td> </tr> <tr> <td>前橋市</td> <td>(前橋市)、大胡町、宮城村、粕川村</td> <td>H16.12. 5</td> <td>編入</td> <td>概ね10年</td> </tr> <tr> <td>一宮市</td> <td>(一宮市)、尾西市、木曾川町</td> <td>未定</td> <td>編入</td> <td>概ね10年</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内を除く地域に設置</p> <p>地域審議会を設置していない（設置しないことを決定している）事例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>合併市町村名</th> <th>合併関係市町村名</th> <th>合併期日</th> <th>合併方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西東京市</td> <td>田無市、保谷市</td> <td>H13. 1.21</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>福山市</td> <td>福山市、新市町</td> <td>H15. 2. 3</td> <td>編入</td> </tr> <tr> <td>宗像市</td> <td>宗像市、玄海町</td> <td>H15. 4. 1</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>呉市</td> <td>呉市、川尻町</td> <td>H16. 4. 1</td> <td>編入</td> </tr> </tbody> </table>	合併市町村名	合併関係市町村名	合併期日	合併方式	設置期間	新居浜市	(新居浜市)、別子山町	H15. 4. 1	編入	10年	田原市	(田原町)、赤羽根町	H15. 8.20	編入	概ね5年	前橋市	(前橋市)、大胡町、宮城村、粕川村	H16.12. 5	編入	概ね10年	一宮市	(一宮市)、尾西市、木曾川町	未定	編入	概ね10年	合併市町村名	合併関係市町村名	合併期日	合併方式	西東京市	田無市、保谷市	H13. 1.21	新設	福山市	福山市、新市町	H15. 2. 3	編入	宗像市	宗像市、玄海町	H15. 4. 1	新設	呉市	呉市、川尻町	H16. 4. 1	編入
合併市町村名	合併関係市町村名	合併期日	合併方式	設置期間																																										
新居浜市	(新居浜市)、別子山町	H15. 4. 1	編入	10年																																										
田原市	(田原町)、赤羽根町	H15. 8.20	編入	概ね5年																																										
前橋市	(前橋市)、大胡町、宮城村、粕川村	H16.12. 5	編入	概ね10年																																										
一宮市	(一宮市)、尾西市、木曾川町	未定	編入	概ね10年																																										
合併市町村名	合併関係市町村名	合併期日	合併方式																																											
西東京市	田無市、保谷市	H13. 1.21	新設																																											
福山市	福山市、新市町	H15. 2. 3	編入																																											
宗像市	宗像市、玄海町	H15. 4. 1	新設																																											
呉市	呉市、川尻町	H16. 4. 1	編入																																											

協議第43号(継続協議)

学校教育事業について

学校教育事業について次のとおり承認を求める。

平成16年3月30日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

34

協定項目	学校教育事業
調整の内容	<p>学校教育事業については、一人ひとりの個性や能力を尊重し、生きる力を育むことを基本とする。</p> <p>なお、下記の事項については、次のとおり調整するものとする。</p> <p>(1) 小・中学校の通学区域については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 幼稚園の保育時間及び学級編制については、それぞれの制度を適用し、5年を目途に調整する。なお、楠町の幼稚園の通園区域については、現行の制度を適用し、5年を目途に四日市市の制度に統一する。</p>

調整の内容

- (3) 幼稚園の使用料については、5年間を目途に四日市市の制度に統一することとし、それまでの間、段階的に調整する。
- (4) 小学校の給食については、四日市市の制度に統一する。また、幼稚園・中学校の給食については、それぞれの制度を継続し、5年間を目途に調整する。

[協議第 4 3 号参考資料]

教育部会

協 定 項 目		学校教育事業		関 係 項 目		通学区域の取扱い 幼稚園運営 幼稚園使用料 小・中学校給食、幼稚園給食	
現 況				備 考			
小・中学校通学区域							
		四日市市		楠 町			
通 学 区 域		就学等に関する規則による		指定なし			
学校数	小学校	3 9 校		1 校			
	中学校	2 1 校		1 校			
幼稚園運営							
		四日市市		楠 町			
保 育 時 間		8 時 3 0 分 から 1 4 時 まで		8 時 3 0 分 から 1 4 時 3 0 分 まで ただし水曜日は 1 4 時 まで			
学級編制	4 歳児	3 5 人学級		3 0 人学級			
	5 歳児			3 5 人学級			
通園区域		指定なし		北幼稚園・・・川北地区(南川の一部を含む) 南幼稚園・・・川南地区(南川の一部を除く)			
幼稚園使用料		月額 6,900 円		月額 4,800 円			
小・中学校、幼稚園給食							
		四日市市		楠 町			
実施状況	小学校	給食実施 〔 米飯給食を週 2 回と週 3 回の 隔週で実施 〕		給食実施		幼稚園・中学校の給食のあり方については、廃止を前提とした考え方だけでなく、社会環境の変化や財政状況、教育的意義等を勘案するとともに、住民の意向も踏まえて、合併後 5 年を目途に十分検討を行い、決定するものとする。なお、それまでの間は、楠町の給食は継続するものとする。	
	中学校	ミルク給食		〔 週 2 回家庭からご飯持参 〕			
	幼稚園	-					
調理方式		単独調理方式 〔 小学校で一部なかよし給食(親子方式)実施 〕		共同調理方式			
給食費	小学校	低学年 3,650 円 (月額) 高学年 3,800 円 (月額)		3,500 円 (月額)			
	中学校	4,300 円 (年額)		3,700 円 (月額)			
	幼稚園	-		3,400 円 (月額)			

〔協議第43号参考資料〕

関係法令	事例
<p>学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)</p> <p>(入学期日等の通知、学校の指定)</p> <p>第5条</p> <p>1 省略</p> <p>2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校(法第51条の10の規定により高等学校における教育と一貫した教育も施すもの(以下「併設型中学校」という。))を除く。以下この項、次条第7号、第6条の3、第6条の4、第7条、第8条、第11条の2、第12条第3項及び第12条の2において同じ。)が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>学校給食法(昭和29年法律第160号)</p> <p>(学校給食の目標)</p> <p>第2条 学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。</p> <p>一 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。</p> <p>二 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。</p> <p>三 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。</p> <p>四 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。</p> <p>2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。</p> <p>(義務教育諸学校の設置者の任務)</p> <p>第4条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。</p> <p>(国及び地方公共団体の任務)</p> <p>第5条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。</p> <p>(2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設)</p> <p>第5条の2 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設(次条において「共同調理場」という。)を設けることができる。</p>	<p><福山市> 給食事業 新市町の給食事業については、現行のとおりとする。</p> <p><宗像市> 給食の取扱い</p> <p>1 小学校の給食については、新市においても給食を実施する。</p> <p>2 中学校の給食については、新市において全校での実施を検討する。</p> <p>通学区について 通学区区域の変更については、新市において検討する。</p> <p><前橋広域市町村合併協議会></p> <p>(1) 学校給食の取扱いについては、当分の間、現行のままとする。 ただし、給食費については、合併時までに統一するものとし、大胡町及び宮城村の公立幼稚園の給食については、給食設備が整いしだい前橋市の制度により実施するものとする。</p> <p>(2) 幼稚園の補助制度及び公立幼稚園の入園料・保育料の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。 ただし、入園料・保育料及び私立幼稚園運営費補助制度については、段階的に調整するものとする。</p> <p>(3) 育英事業の取扱いについては、前橋市の制度を適用するものとする。</p> <p><岐阜広域合併協議会></p> <p>1 市町立幼稚園の保育料については、岐阜市の制度に統一するものとする。ただし、羽島市立西部幼稚園及び北方町立幼稚園の合併時在園児及び翌年度新入園児については現行のとおりとし、翌々年度新入園児から段階的に調整するものとする。 幼稚園就園奨励費補助については、岐阜市、羽島市の例により統一するものとする。</p> <p>2 通学区については、現行のとおりとする。なお、合併効果を発現するため、現在の市町境地域においては弾力的運用に努めるものとする。また、通学区のあり方について、合併後、速やかに、通学区審議会において検討するものとする。</p> <p>3 遠距離通学補助については、合併時に岐阜市の制度を適用するものとする。なお、柳津町のスクールバスについては、合併後、通学区の検討と併せてそのあり方について検討するものとする。</p> <p>4 学校給食の運営方式及び学校給食費については、当面は現行のとおりとし、将来的にはセンター化等を含め、給食のあり方について検討するものとする。</p> <p>5 日本スポーツ振興センター災害共済掛金の保護者負担金については、岐阜市の制度に統一するものとする。</p>

協議第23号（修正協議）

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて次のとおり承認を求める。

平成16年3月30日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

38

協 定 項 目	地方税の取扱い
調 整 の 内 容	地方税の取扱いについては、四日市市の制度を適用するものとする。 ただし、次に掲げるものについては、合併の行われた日の属する年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施する。 (1) 法人市民税法人税割の税率 (2) 都市計画税

協 定 項 目	地方税の取扱い	関 係 項 目	法人市町村民税 都市計画税										
	<p>〔修正前の調整の内容〕</p> <p>地方税の取扱いについては、四日市市の制度を適用するものとする。 ただし、次に掲げるものについては、合併の行われた日の属する年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施する。</p> <p>(1) 個人市民税均等割の税率 (2) 法人市民税法人税割の税率 (3) 特定市街化区域農地に対する固定資産税 (4) 都市計画税</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）</p> <p>（地方税に関する特例） 第10条第3項 合併関係市町村のいずれかが市町村の合併が行われた日の前日において特定市町村である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が市であるときは、当該市町村の合併が行われた日の属する年の翌年の1月1日において特定市町村である市である合併市町村の区域内に所在する市街化区域農地で当該市町村の合併が行われた日の前日において合併関係市町村（特定市町村である市を除く。）の区域内に所在する市街化区域農地であつたもの（以下この項において「特例対象市街化区域農地」という。）に対して課する当該市町村の合併が行われた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該特例対象市街化区域農地を地方税法附則第29条の7第1項の規定の適用を受ける市街化区域農地とみなして、同法の規定を適用する。</p>	<p>〔修正後の調整の内容〕</p> <p>地方税の取扱いについては、四日市市の制度を適用するものとする。 ただし、次に掲げるものについては、合併の行われた日の属する年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施する。</p> <p>(1) 法人市民税法人税割の税率 (2) 都市計画税</p> <p>地方税法改正案</p> <p>個人市町村民税均等割</p> <table border="1" data-bbox="1160 831 1644 1013"> <thead> <tr> <th>人 口 区 分</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万人以上の市</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>5万人以上50万人未満の市 （四日市市）</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の市及び町村 （楠町）</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>→</p> <table border="1" data-bbox="1731 831 1910 1013"> <thead> <tr> <th>平成16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一律 3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	人 口 区 分	平成15年度	50万人以上の市	3,000円	5万人以上50万人未満の市 （四日市市）	2,500円	上記以外の市及び町村 （楠町）	2,000円	平成16年度	一律 3,000円	
人 口 区 分	平成15年度												
50万人以上の市	3,000円												
5万人以上50万人未満の市 （四日市市）	2,500円												
上記以外の市及び町村 （楠町）	2,000円												
平成16年度													
一律 3,000円													